

---

---

第 127 回日本眼科学会総会  
併設器械展示会実施要項

---

---

2023 年 1 月 23 日

一般社団法人 日本眼科医療機器協会

1. 総会長	2
2. 学会場	2
3. 学会会期	2
4. 展示会期	2
5. 展示会場	2
6. 展示日程	2
7. 未承認品の手続	3
8. 基礎小間	3
9. 特装	4
10. 小間割	5
11. 荷物の受付	5
12. 搬入出車輛の注意事項	6
13. 消防法関係の注意及び禁止事項	6
14. 出展物の管理と免責	7
15. 損害賠償	7
16. 展示品登録	7
17. 展示会 入場証について	7
18. 学会場への入場	7
19. 新型コロナウイルス感染症対策及び展示会場活動について	8
20. 展示会場での活動について	9
展示に関する「提出期限」一覧	10

## 第 127 回日本眼科学会総会併設器械展示会実施要項

1. 総会長	東京大学大学院医学系研究科 外科学専攻 感覚・運動機能医学講座 眼科学 教授 相原 一 先生
2. 学会場	東京国際フォーラム
3. 学会会期	2023 年 4 月 6 日 (木) ~9 日(日)
4. 展示会期	2023 年 4 月 6 日 (木) ~8 日(土)
5. 展示会場	東京国際フォーラム B2F ホール E 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-5-1 TEL:03-5221-9050

出展会社81社563小間（協会員78社560小間、非会員3社3小間）

基礎小間 B級（間口1,800mm×奥行900mm）社名板付

注) 出展者が他社ブースへの入場、展示品に触れる、パンフレットを取得する、許可なく写真撮影をする等の行為は行わないでください。

注) 当会場は、搬入出経路および車輛の留置き台数が限定されています。混雑緩和を図り円滑な作業を行うため時間指定制による時差搬入出とさせていただきます。12 項の搬入出車輛の注意事項をご参照の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 6. 展示日程 【添付スケジュール表参照】

① スミ出し及び基礎小間設営		4 月 4 日 (火)	9 : 00 ~ 17 : 00
② 特装	島小間	4 月 4 日 (火)	10 : 00 ~ 17 : 00
	基礎小間	4 日 (火)	14 : 00 ~ 17 : 00
	島小間	5 日 (水)	9 : 00 ~ 12 : 00
展示品搬入	基礎小間	4 月 5 日 (水)	10 : 00 ~ 15 : 00
	島小間		12 : 00 ~ 17 : 00
③ 展示		4 月 6 日 (木)	9 : 00 ~ 18 : 00
		7 日 (金)	9 : 00 ~ 17 : 30
		8 日 (土)	8 : 40 ~ 17 : 00
④ 出展企業搬出作業		4 月 8 日 (土)	17 : 00 ~ 19 : 00
⑤ 施工会社の解体・搬出		4 月 8 日 (土)	17 : 30 ~ 21 : 00

\* 本学会併設展示会の搬入出、展示会での「健康状態申告書」の提出、「検温」について学会の方針と歩調を併せるために実施致しませんが、参加者は参加条件を遵守し体調管理に十分留意してご参加ください。

\* 新型コロナウイルス感染拡大などの社会情勢の影響により、上記内容の変更させていただく可能性もございます。その場合は、事前にご案内をいたします。

\* 残業については展示受付へ「残業申請」を行ってから残業してください。

設営日(5日)の17時以降の作業については残業料(会場延長料金)を使用各社にご負担いただきます。複数社の場合は按分致します。

\* 搬出日の脚立の持込み、ブースの解体、造作物撤去等に関して来場者の事故に繋がる事がございます。展示責任者が確実に責任をもって施工会社に時間厳守をご指示ください。

## 7. 未承認品の手続

### 【薬機法未承認品の出展について】

出展希望社は学会長に対し出展申請し、申請により学会長等は学術振興に寄与すると認めた場合に限り、出展要請をされることとなります。

違反事項があった場合は、展示委員会にて出展をお断りすることもあります。

#### 1. 展示ブース内表示について

当該品目が未承認品であり、販売・授与できないことが明らかにわかる様に次の要領で未承認品ごとに表示板をつけてください。

##### ① 表示内容：『薬機法未承認品につき販売・授与は一切できません』

「学術参考品」、「薬事申請中」、「未承認品」、「参考出品」等の表示では不可です。

##### ② 表示形式：卓上式、立て看板式、バックパネル提示式

##### ③ 文字規定：色・・・白地に黒文字 書体・・・MSP ゴシック サイズ・・・24P～72P

展示会場では「出展条件」を確認、徹底の上、当該展示品の管理・保管をしてください。

展示会場搬入当日までに、当該未承認品の展示場所をブース平面図に図示して当協会事務局に提出してください。

#### 2. 出展条件について

未承認品であり、販売・授与できない旨を表示すること。

製造方法、効能・効果、性能に関する標榜は精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたもの以外は行わないこと。

関連資料等の配布は原則として行わないこと。但し、医師の求めに応じて研究発表論文別冊等、既に評価を受けた学術論文を提出する事はこの限りではない。（カタログ類は広告宣伝に該当しますので、配布はできません。）

展示終了後は、販売・授与せず、廃棄、返送等の適切な措置を取ること。

\* 詳細については協会ホームページの「薬機法未承認品の出展申請について」を参照ください。

\* 未承認品の手続きが必要な製品とは「薬機法の届出、第三者認証、大臣承認(PMDAが審査)が必要な製品(クラスⅠ～クラスⅣに該当する製品)」に限ります。

届出、第三者認証であっても提出していなければ未承認扱いになります。

## 8. 基礎小間 【添付基礎小間姿図参照】

1) 1小間のスペースは、間口1,800mm×奥行900mm(B級)です。

2) バックパネル(高さ2,400mm)を立て、加工紙で経師します。

3) 基礎小間前面上部に社名板(欧文併記)をつけます。

4) 各社ブースの境界に袖パネル(奥行900mm)を設けます。但し、端角小間の通路面には設置しません。基礎小間の詳細は添付の『基礎小間姿図』を参照ください。

5) 電気配線(100V/50HZ)を施工し、1小間につき2口コンセント(任意場所)1個及び蛍光灯(40W)1本をパラペット正面裏に取り付けますので、添付「展示申告用紙」に記入し2月17日(金)までに下記設営業者に図面を添えてe-mailにて提出してください。

100V 1.5Kw を超える場合の配線はブレーカーまでとし、それから先の配線はコンセントを含め特装扱いとなります。

1 小間につき 300w を超える場合、超過分については有料となります。

また、所要電力増量、ブレーカー位置変更並びに配線変更等も有料です。

費用等については直接、設営業者にお支払の手続きを行なってください。

#### 6) 設営業者

株式会社アコースト・コーポレーション  
担 当：赤堀 様 宛  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 9F  
TEL：078-304-5937 FAX：078-304-5938  
e-mail：[akahori@accost.co.jp](mailto:akahori@accost.co.jp)

\* 展示に関するレンタル品等も株式会社アコースト・コーポレーションにご連絡ください。

### 9. 特装

1) 特装工事を行うときは、2月17日(金)までに添付展示申告用紙により装飾施工業者名を登録してください。展示会場他関連施設に入るときは、所属・氏名を明記したネームカードを用意し、常時装着してください。

2) 消防法関係の規則、手続きが厳重です。

13 項「消防法関係の注意及び禁止事項」を参照して厳守してください。

3) 基礎小間(横一列・ブロックを含む)の装飾高さ制限は 2,400mm です。

4) 島小間について

島小間高さ制限は 4,000mm ですが 2,400mm を超える構造の時は 1) と共に 2月17日(金)までに必ず株式会社アコースト・コーポレーションと協会事務局宛に図面とパース図(立体図)を添えて申請し承認を得てください。

高さを 4,000mm までの装飾物を立てる場合は、600mm のセットバックで可能です。

通路に面した外辺から 600mm(セットバック)部分は、2,400mm を超えることはできません。

但し、壁面(ストック部分含む)に位置するブースにのみ壁側についてセットバックは設けません。また、どの位置から見ても景観を損なうことなく、周辺のブースに悪影響の無いよう配慮をしてください。尚、事前に申出がなく 2,400mm を越える構造物については現場で撤去をお願いすることもあります。

通路に面して小間内に高さ 1,200mm を超える壁を設ける場合には、一辺の長さが 1/3 以上はオープンの状態にして周辺のブースの視認性が悪くならないよう配慮してください。

高さ制限に係わらずパース図をご提出いただく場合もありますのでご了承ください。

5) 重量物に関して

展示物や装飾物の重量が 100kg を超える場合は、荷重の分散を図るとともに床面保護のための養生(厚さ 1 cm 程度のコンパネ敷)をして床面を損傷することのないよう十分ご留意ください。また、搬入出する際の経路も同様に養生してください。

6) 当展示会場では会場床面、壁面、柱、扉等に鋸、釘、糊、テープ、針金などによる工作をすることは出来ません。各社で出されたゴミ及び廃材は各社で処理をお願いします。

7) 特装作業時には基礎小間設営や他ブースの作業などが併行しますので他の作業の妨げになることや通路を塞ぐことの無いようご注意ください。

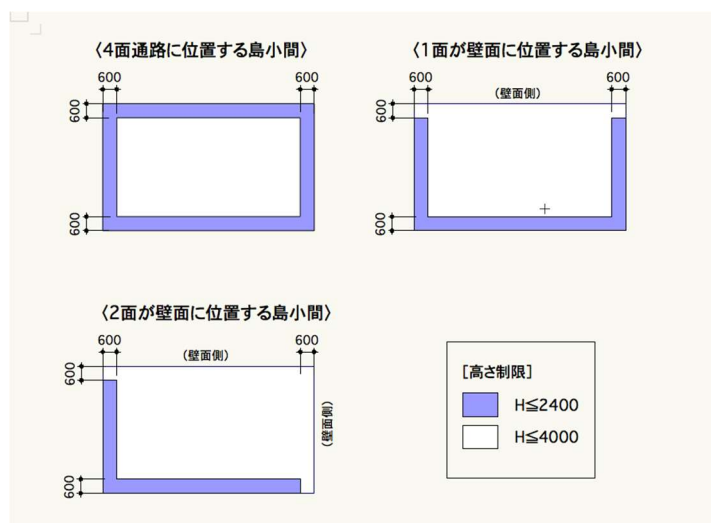
8) 会場からの指導により、高所作業には必ずヘルメット及び安全帯を着用してください。また脚立に乗っての作業時にも必ずヘルメットを着用してください。

9) 搬出に関する注意事項

4月8日(土)出展企業の器械撤去・搬出時間は17:00~21:00です。

施工会社の展示会場への入場は17:30以降となりますので、出展各社が責任をもって施工会社に時間厳守のご連絡を徹底してください。事故に繋がらない様に皆様のご配慮を宜しくお願いいたします。

(※島小間高さ制限に関して)



\*東京国際フォーラムの展示会バルーン使用に関する規定

- ・バルーンの設置位置はスプリンクラーの設置位置から1.5m以上間隔を空けること
- ・ガスは可燃性以外のものを使用すること
- ・バルーン下及び周辺の設置物に対して散水障害にならない大きさ・形状にすること  
(事前に図面等で詳細確認させてください。)
- ・バルーンは防災素材であること

\*高さ及びセットバック

- ・島コマ企業の「バルーン」使用の際の高さ上限を6mまで。
- ・バルーン設置は通路より600mmセットバックの範囲内。

## 10. 小間割

出展者が小間の全部、または一部を譲渡・交換することは禁止です。

## 11. 荷物の受付

- ① 4月5日(水)展示品搬入当日、運送業者より持ち込まれる小口の展示用品等は、当該企業の担当者が展示会場でお受け取りください。
- ② 送状は正確に記載してください。御社のブース名を記載する場合、ブースがある程度完

成していない時間の指定をされると配送トラブルになる可能性があります。時間指定にはご配慮ください。

- ③ 受取が不可能な場合、送状に「器械展示会場受付止め」と「御社名」の記載のある物については代わって受け取ることも可能です。事前に事務局に社名、個数、荷姿、指定時間等をご連絡ください。また、送付物には必ず荷物貼付票を貼ってください。但し、荷物についての破損、紛失等の責任は当該出展企業で負うものとします。

## 12. 搬入出車輛の注意事項

当会場は搬入出経路及び車輛の留置き台数が限られています。混雑緩和を図り、円滑な作業を行うため時間指定制による時差搬入出とさせていただきますので事情ご理解頂きご協力をお願い致します。

- ① 時間指定による時差搬入出となりますので事前の申請が必要です。申告用紙により搬入出車輛を2月17日(金)までにe-mailにて申請してください。申請に基づき指定の搬入出時間指定の「車輛証」をお送りします。当日は警備係員が誘導いたしますのでフロントガラスに提示のうえ指定時間厳守で駐車場入口から指示に従って荷捌場へ進入してください。荷捌場は駐車場ではありませんので速やかに作業を行って移動してください。
- ② ストックスペースを2か所設けることができましたが、限りあるスペースです。秩序あるご利用をお願いいたします。

下記の条件を遵守し各社がご利用いただけるようご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・ ストックスペースを利用される出展社は事前に想定個数、保管品の形状等をストックスペース利用申請書に記載して3月27日(月)までに展示事務局までご提出ください。申請書の提出がない場合は、利用できない場合もございますので予めご了承ください。
- ・ スペース内の保管品移動等も考慮し、決められた範囲内での保管をお願いいたします。
- ・ 各社梱包箱5個まで保管可能（大きな箱の中に小さい箱を入れてもカウント数は1個）
- ・ 梱包箱は平置きをせず、できるだけ積み重ねて保管してください。
- ・ 複数の梱包箱を保管する場合、重量の重いものを下にして箱が倒れないように安全面に配慮してください。
- ・ どの企業の梱包箱が保管されているか、判るように社名またはロゴマーク等を表記してください。
- ・ ブースに装飾を施す出展社は、**装飾会社や施工会社の方に搬出時に使用する脚立等をストックスペースで保管しないようにご指示を徹底してください。**

\* 宅配業者はヤマト運輸の宅急便を予定しております。展示会最終日には発送品は一旦指定場所に運んでください。翌日にヤマト運輸が集荷する為、配達は通常より1日多くかかります。また発送に関しては着払いのみでございますので、予めご了承ください。ヤマト運輸以外の業者を希望される場合は各社でご手配ください。

## 13. 消防法関係の注意及び禁止事項

消防法関係の規則、手続きが厳重です。

下記事項等に違反した場合には施工の変更、取り壊し、危険物の撤去を命ぜられますのでご注意ください。ご不明な点は事務局までご相談ください。

- 1) 防災表示：展示用合板、繊維、カーペット、カーテン、テーブルクロス等は、全て防災処理済で、防災ラベルが貼付けされたもの以外の使用は禁止です。（ラベル防災番号の届けが必要です。）
- 2) 天井構造：天井張り、屋根付展示物及び屋根付装飾物の設置は禁止されています。造作上の天井取り付けは禁止です。天井に位置する場所の造作物の幅が 901mm 以上の場合は天井とみなしますのでご注意ください。制作する場合は 900mm 以下でお願いいたします。天井を暗幕またはメッシュで全部または部分的に覆う場合も消防署へ所定の書類を提出し、許可を得てください。その後、会場の規定による消火器・検出器等の設置指示に従ってください。
- 3) 禁止：展示会場で喫煙や裸火を使用、高圧ガス、その他の危険物(油類・プロパンガス等)を持ち込むことは規定により禁止です。

#### 14. 出展物の管理と免責

会期中の管理に最善の注意を払いますが、出展品の保全については出展者自身で行ってください。盗難・紛失などを含めたあらゆる原因から生じる損出または損害について、運営事務局はその責任を負いませんので予めご了承ください。

#### 15. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意などによって生じた会場設備、または展示会の建造物、人身などに対する一切の損害賠償について責任を負うこととなりますのでご注意ください。

#### 16. 展示品登録

学会抄録集に「出展者一覧」「展示会場案内図」共催セミナー・展示ガイドに「出展者一覧」「展示会場案内図」「主な出展品」等を掲載いたします。

#### 17. 展示会場 入場証について

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策として入場者数の制限を行います。出展各社には社名のみ印刷をした入場証を配布いたします。配布枚数は小間サイズによって変わりますので 19 項「新型コロナウイルス感染症対策及び展示会場活動について」をご参照ください。
- ② 当協会展示規定第 10 条(出展者の義務)の規定を確認厳守してください。  
特に入場証の着用は厳正に行ってください。着用されていない場合には入場をお断わり若しくは退場して頂きますのでご協力ください。  
ネームカードケース・ストラップはご使用分を各自ご持参ください。  
新規のネームカードケースが必要な場合には有料(200 円/枚)とさせていただきます。  
入場証は搬入日の午後から配布いたします。展示受付にお越しください。

#### 18. 学会場への入場

協会が発行する展示担当者用ネームカードでは学会場に入場する事は出来ません。学会聴講を目的として学会に参加される場合には正規の学会登録が必要です。



## 19. 新型コロナウイルス感染症対策及び展示会場活動について

新型コロナウイルス感染症対策として、出展者及び来場者の安全を守るために下記を遵守してください。

\* 学会参加者(ブース説明員、学会登録者)の入場可能な条件について

① 新型コロナワクチン 3 回以上接種された方

② 下記の状況、症状の無い方

- ・ 新型コロナの症状の無い方でも過去 6 日以内に感染した方、濃厚接触者の認定を 5 日以内に受けた方及び日本が水際強化措置に係る指定国・地域への滞在歴があり、検査結果で陰性を証明(確認)されない方
- ・ 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱がある方
- ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 等の症状

◎ 展示責任者は責任を持って自社の参加者の管理をお願いいたします。

\* ブースアテンド者へのお願い

- ・ ブース説明員はマスクの着用を義務付けます。(2~3 層の不織布マスク又は N95 と同等の性能のマスク) 機器の操作説明時、場合によっては手袋も併用してください。
- ・ 製品説明において参加者も接触する可能性がある場合は、使用前後に製品を消毒する等のご対応をお願いいたします。こまめに手指アルコール消毒をしてください。
- ・ サンプル、ギミックの配布は禁止、販促資材も手渡しは禁止致します。スペースを設けて参加者各自が持ちかえる事ができるように工夫してください。
- ・ 出展者同士の通路での不必要な会話、来場者へ大声での呼び込みや強引な誘導はしないでください。ブース内での商品説明、商談等行う際は、社会的距離をとるなど密を避ける対応をしてください。距離が取れない場合は、フェイスシールド着用等を検討してください。商談スペースを設けるブースは飛沫防止パーテーションの設置をお願いいたします。商談時の茶菓等の提供は今回も禁止といたします。

\* 展示責任者は感染が疑われるスタッフが発生した時は、該当者を速やかに隔離してください。医療機関及び保健所に連絡して指示を受けて行動してください。その後に学会、展示事務局へ速やかに詳細報告を行うようにしてください。

\* 施工会社、搬入・搬出業者の健康状態(体温含む)の事前確認をして参加者名簿を作成し、学会終了 1 週間後まで保管してください。学会の要請があった場合は名簿を提出して頂くケースもございます。(搬入、搬出の作業が全て同一者で実施された場合は 1 つの名簿の保管で結構です。)

\* ブース説明員の人数制限

感染防止対策の一環として展示会場に入場できる人数を制限いたします。展示会場入場証(出展社)の発行枚数は以下の通りです。

入場証の追加発行は致しませんので予めご了承ください。

学会登録証を付けてブースでの製品説明はご遠慮ください。ブースアテンドの人数制限を行っていますので展示会場入場証を付けた方だけでお願いします。

製品説明員の交代の際、入場証の受渡しは展示会場内ではできません。(感染防止の為、入場証の無い方は展示会場内に入れません)

### ◎入場証配布枚数

小間サイズ	枚数	小間サイズ	枚数	小間サイズ	枚数	小間サイズ	枚数
1～2 小間	5	3～5 小間	7	6～8 小間	9	10～12 小間	13
16～20 小間	18	25～30 小間	23	36～42 小間	25	60 小間	28

\*出展しない正会員、賛助会員、非会員は4枚を上限とさせていただきます。

\*学会終了後1週間以内に学会、展示に関わった方で新型コロナウイルス陽性の症状が確認された場合は協会事務局へ報告してください。協会から学会、学会長及び運営事務局へ報告させていただきます。

### 20. 展示会場での活動について

展示会場周囲の自社ブース以外の通路、学会スペース周辺等における営業活動は自粛してください。

学術総会の併設展示という主旨から、学術総会の邪魔にならないよう節度のある展示活動をお願いします。

今学会は出展者の皆様に対して「健康状態申告書」「入館時の検温」「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」等の提出、実施、配信はございません。

参加者各自の自己管理にお任せする事になります。

但し、社会状況、環境の急激な変化が生じた場合は変更する場合もございますので、予めご了承ください。

## <展示に関する「提出」期限一覧>

### ●各種申請書類

① 薬機法未承認品目出展申請書類

提出先：日本眼科医療機器協会 展示事務局 宛

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-5 九段ビル 9F

提出期限：2023年3月3日(金)

② 展示申告用紙

提出先：株式会社アコースト・コーポレーション 赤堀 様 宛

e-mail: [akahori@accost.co.jp](mailto:akahori@accost.co.jp)

提出期限：2023年2月17日(金)

② 函面・パース

To：提出先：株式会社アコースト・コーポレーション 赤堀 様 宛

e-mail: [akahori@accost.co.jp](mailto:akahori@accost.co.jp)

Cc：提出先：日本眼科医療機器協会 展示事務局 宛

e-mail: [tenji-op@joia.or.jp](mailto:tenji-op@joia.or.jp)

提出期限：2023年2月17日(金)

④ ストックスペース利用申請書

提出先：日本眼科医療機器協会 展示事務局 宛

e-mail: [tenji-op@joia.or.jp](mailto:tenji-op@joia.or.jp)

提出期限：2023年3月27日(月)

◆お問い合わせ先◆

一般社団法人 日本眼科医療機器協会  
事務局 担当：佐々木、角倉  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-5  
九段ビル 9 階  
TEL 03-5276-9841  
FAX 03-5276-9842  
URL <https://www.joia.or.jp>